

議員提出議案第6号

認知症に対する取組の充実強化を求める意見書

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年3月に開催された「認知症に対する世界的アクションに関する第1回WHO大臣級会合」においては、各国が認知症対策に対する政策的優先順位を更に上位に位置付けるべきとの考えが確認されました。

世界で最も速く高齢化が進む我が国においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年に、認知症高齢者数が約700万人にも達すると推計されており、我が国における認知症に対する取組も、世界的に注目されています。

本年1月、認知症対策を国家的課題として位置付け、国において「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」が策定され、認知症高齢者等が、住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すこととされました。

しかし、将来的な認知症高齢者等の増加などを考慮すると、社会全体において認知症に対する理解を促進することや、認知症患者とその家族の生活を支える支援体制の整備、さらに、認知症の予防法や診断法、治療法の確立など、総合的な取組が求められています。

よって、国においては、認知症に対する取組の充実強化に資するよう、以下の事項について適切な措置を講ずることを強く求めます。

- 1 認知症患者の意思やプライバシー、尊厳が重んじられる社会の構築を目指し、学校教育等により、認知症への理解を一層促進すること。あわせて、認知症の予防・診断・治療法の確立、ケアやサービスなど、総合的な認知症対策に係る具体的計画を策定することを定めた「（仮称）認知症の人と家族を支えるための基本法」を早期に制定すること。
- 2 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想等の行動・心理症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や介護サービスなどの更なる普及促進に資する仕組みを、地域包括ケアシステムの中で適切に取り入れること。
- 3 地方公共団体の取組などにおいて、独居認知症高齢者を始め、特に配慮を要する認知症患者や介護者に対するサービス提供の好事例（サロンの設置、買物弱者への

支援等)を広く周知すること。

- 4 「認知症施策推進総合戦略」の実効性・有効性を見極めるため、認知症患者や介護者の視点を取り入れた点検・評価を適切に行い、その結果を各種施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月3日提出

提出者	さいたま市議会議員	新 藤 信 夫
	同	高 野 秀 樹
	同	上三信 彰
	同	山 崎 章
賛成者	さいたま市議会議員	中 島 隆 一
	同	高 柳 俊 哉
	同	宮 沢 則 之
	同	神 田 義 行